

令和2年9月伊那市議会定例会 請願・陳情文書表

令和2年8月21日

番 号	件 名	付託委員会	紹 介 議 員
39-1	上伊那の高校再編対象校名の速やかな公表を求める陳情（陳情）	総務文教委員会	
39-2	地方自治法第99条の規定による意見書に対する回答を求める陳情（陳情）	総務文教委員会	
39-3-1	新型コロナ感染症の影響から中小業者の営業と生活を守るため地方創生臨時交付金の活用を求める陳情（陳情）	社会委員会 （要請事項1・3）	
39-3-2	新型コロナ感染症の影響から中小業者の営業と生活を守るため地方創生臨時交付金の活用を求める陳情（陳情）	経済建設委員会 （要請事項2・4）	
39-4	国に対して「すべての医療機関・介護事業所への緊急財政支援を求める意見書」の提出を求める陳情（陳情）	社会委員会	

(39-1)

上伊那の高校再編対象校名の速やかな公表を求める陳情書

長野県教育委員会が3月24日に発表した「県立高校再編・整備計画」1次案では、上伊那に関する部分で ① 伊那北高校と弥生ヶ丘高校の統合 ② 総合学科高校と総合技術高校の設置 が明記されました。しかし②の対象校名は、来年3月の再編整備計画まで明らかにされない模様です。

地元選出県会議員は「具体名が上がった高校と具体名が上がらなかった高校とで、議論の進捗に大きく差がつく。対象校は予測もつく中で年度末と言わず、具体名を挙げて議論をすべきとの声が住民説明会であった。是非検討してほしい」と一般質問で要望したとのこと。

赤穂高校同窓会長も「同じ地域にあれば地域全体の計画案を同時に公表し、時間をかけて議論すべき」と表明しています。駒ヶ根工業高校同窓会長は「上伊那の産業のために専門高校(職業高校)を残すべき」との意見です。

対象校名や教科内容が明らかにされないため、議論が足踏みしているのではないのでしょうか。

上伊那の高校の将来像を住民が具体的に議論できるよう、長野県教育委員会に対し下記の内容で意見書を上げていただきたく陳情いたします。

記

1. 上伊那の高校再編対象校名を速やかに公表すること。
2. 総合学科高校の系列案と総合技術高校の学科案も公表すること。
3. 公表とともに説明会を開き、住民の間で十分な議論の機会を設けること。

(39-2)

地方自治法第99条の規定による意見書

に対する回答を求める陳情

日本国憲法は、「何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穩に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない」と定めています。

この請願権は、国民の国政参加の一つであり、民意を国政に反映させる方法として、参政権としての性格を有していると思います。

請願法では、「法律に適合する請願は、官公署においてこれを受理し、誠実に処理しなければならない」と定められ又国会法では、両議院に対しては、委員会で審議されることになっています。

この様に法律で定められた請願であるが故に何らかの処理、処分がなされていると思われま

す。政府、関係機関はこの処理、処分を開示され、その結果を文書で求めるものがあります。

貴議会におかれましては、この陳情の趣旨にご賛同願いたく、よろしくお願い申し上げます。

(39-3-1)

新型コロナウイルス感染症の影響から中小業者の営業と生活を守るため地方

創生臨時交付金の活用を求める陳情書

<要請事項1・3>

【要請趣旨】

地域の中小・小規模事業者(中小業者)の営業とくらし、地域経済を守るため、日夜ご奮闘されていることに敬意を表します。

新型コロナウイルス感染症は5月25日の緊急事態宣言解除後も、収束の兆しを見せず第2波の拡大の懸念が現実のものとなりつつあります。地域の中小・小規模事業者は、自粛・休業要請に耐え、必死の努力で営業を継続させてきました。

企業数の7割、雇用の9割を担う中小業者は地域経済の主役であり、その存在は社会インフラに位置づけられています。「中小企業白書2020年版」では、小規模な宿泊業や飲食サービス業は、給与などの固定費を賄う手元資産が3か月から半年分しかないことを指摘しており、このままでは廃業・倒産の激増は避けられません。

貴自治体として、2020年度第2次補正予算で計上された地方創生臨時交付金を活用し、中小・小規模事業者・フリーランスの営業と生活を守るため、以下の施策を早急 to 実施していただくよう要請します。

【要請事項】

1. 新型コロナウイルス感染症に対する国民健康保険の傷病手当金の支給対象に個人事業主を加えること
2. 新型コロナウイルス感染症による経済的影響を被る中小企業・小規模事業者の営業存続を支援する制度を継続・拡充すること
3. 地方税の滞納処分に関して、納税緩和措置を住民に周知するとともに、積極的な活用をはかること
4. 所属団体や組合への加盟を条件にするなど、限定的な給付金や補助金の支給は直ちに改め、税金の使途として、公正公平な活用をはかること

(39-3-2)

新型コロナウイルス感染症の影響から中小業者の営業と生活を守るため地方

創生臨時交付金の活用を求める陳情書

<要請事項 2・4>

【要請趣旨】

地域の中小・小規模事業者(中小業者)の営業とくらし、地域経済を守るため、日夜ご奮闘されていることに敬意を表します。

新型コロナウイルス感染症は5月25日の緊急事態宣言解除後も、収束の兆しを見せず第2波の拡大の懸念が現実のものとなりつつあります。地域の中小・小規模事業者は、自粛・休業要請に耐え、必死の努力で営業を継続させてきました。

企業数の7割、雇用の9割を担う中小業者は地域経済の主役であり、その存在は社会インフラに位置づけられています。「中小企業白書2020年版」では、小規模な宿泊業や飲食サービス業は、給与などの固定費を賄う手元資産が3か月から半年分しかないことを指摘しており、このままでは廃業・倒産の激増は避けられません。

貴自治体として、2020年度第2次補正予算で計上された地方創生臨時交付金を活用し、中小・小規模事業者・フリーランスの営業と生活を守るため、以下の施策を早急 to 実施していただくよう要請します。

【要請事項】

1. 新型コロナウイルス感染症に対する国民健康保険の傷病手当金の支給対象に個人事業主を加えること
2. 新型コロナウイルス感染症による経済的影響を被る中小企業・小規模事業者の営業存続を支援する制度を継続・拡充すること
3. 地方税の滞納処分に関して、納税緩和措置を住民に周知するとともに、積極的な活用をはかること
4. 所属団体や組合への加盟を条件にするなど、限定的な給付金や補助金の支給は直ちに改め、税金の使途として、公正公平な活用をはかること

(39-4)

国に対して「すべての医療機関・介護事業所への緊急財政支援を求める意見書」 の提出を求める陳情書

日頃は、地方自治の推進並びに地域住民の暮らしを守るためにご奮闘され心からの感謝と敬意を表します。つきましては、下記の通り陳情します。議会にてご審議頂きますようお願い致します。

記

【陳情の趣旨】

今般の新型コロナウイルス感染症の拡大が続くなか医療・介護従事者は自らの感染リスクとたたかいつながり、住民の生命と健康を守る為に日々休むことなく奮闘しています。

医療機関では、入院・外来ともに患者の著しい減少がみられ、介護事業所でも利用を控える人が増えています。また感染を引き起こさないための経費も増大しています。こうしたことから全国の多くの医療機関・介護事業所において3月以降、大幅減収となり、結果として利益率の悪化が継続しています。

とりわけ重症者を受け入れている医療機関における逼迫した状況が報道等で取り上げられています。地域医療や介護を支えているのは、すべての病院、診療所、歯科、介護事業所、保険薬局などであります。

この間、各医療関係団体等から、減収に対する財政支援を求めています。コロナ感染症の治療に対する報酬が手厚くなったものの、未だ多くの医療機関・介護事業所が切望している減収に対する支援は実施されていません。

仮に事業収入が平時の状態に戻ったとしても、医療・介護事業所の自助努力では、今般のコロナ禍による減収分を挽回するだけの収益を確保することは不可能です。

先般実施された医療機関に対する緊急融資は、資金繰りにおける一時凌ぎであり、医療機関に新たな借金による負担を負わせ、経営破綻を先延ばししたに過ぎません。

今、経営破綻による医療・介護崩壊が日前に迫っており、残された時間はありません。このまま事態を看過するならば、雪崩的な医療・介護崩壊が起こり、次なる感染拡大の波は乗り越えることはできません。医療・介護崩壊を食い止め、最前線で国民の命と健康を守るため奮闘している医療・介護従事者を支援するために、国の責任による迅速かつ大規模な財政支援策が直ちに必要です。

以上の事から下記の事項について陳情します。

【陳情事項】

- 1、国に対して「すべての医療機関・介護事業所への緊急財政支援を求める意見書」を提出して下さい。